

Title	再論 Guild Socialism (三、完)
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). (1920. 4) ,p.472(18)- 486(32)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200400-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再 論 Guild Socialism (三完)

小 泉 信 三

一八

National Union of Railwaymen は先づその規約に本會は苟も聯合王國內の鐵道に雇はれ、又は鐵道に關聯して雇はるゝ一切の勞働者の完全なる組織を作らん事を目的とす "to secure the complete organisation of all workers employed on or in connection with any railway in the United Kingdom" と明記して明かに industrial unionism を標榜してゐる。そこで疑問となるのは斯かる大規模の産業別勞働組合内で職掌、技能、熟練の程度を異にする各種勞働者の利害、即ち各 craft と全 industry との利害を如何にして調和せしめるかと云ふ事である。此點に干する當事者の苦心は組合執行委員會 executive committee 選舉の規定に示されてゐる。執行委員會は各々一人の會長と書記長と二十四名の委員とを以て組織せられてゐるが、注目すべきはこの二十四人の

選出方法である。其大略を云ふと全國を六の選舉區に分つて各區から單記投票で四人宛選舉させる。而して更に各區を職掌の種類に従つて(一)機關車(二)運輸(三)貨物及積出(四)機械製作工場及線路の四部に分けて各部が各一部の代表者を出す。同時に執行委員會内に四の分科委員會を設けて、各部に關する問題は先づこの分科委員會で議するのである。此方法に由ると各委員は第一には或地方(選舉區)の利害を代表すると同時に第二には其地方に於ける己の屬する一職掌部局の利害を代表する。それで猶ほ各職業の屬員が全體の利害の爲めに自家の利害が無視せられたといふ感を起させない爲めに、委員會を四部に分けて、部局の要求を先づ單獨に代表せしめ、その上で全委員會に於て各部の要求全體の調和を圖ると云ふ方法を取つたのである。此方法が成功であつたかどうかは今日未だ之を判定すべき時期に達してゐない。併乍ら利害を異にする幾多の職業を一の組合に糾合しようとする以上は大體之と同じ原則に基いて組合を組織しなければならぬといふ事だけは斷言しても大過なからうかと思ふ。此點に於て National Union of Railwaymen は後れて industrial unionism を取らうとする勞働組合の爲めに好個の參考材

料を供するものと云はなくてはならぬ。而して組合の勢力は何うかと云へば千九百十三年成立の時から五年の間に十五萬六千餘の會員が四十萬に激増してゐる。而して發達の傾向はと云へば、それは次節に記す通り正にギルドンシャリスの要求する所に適つてゐる。Cole 其の他の論者が National Union of Railwaymen を以て新時代に於ける労働組合運動の先驅として、最も之に望を囑してゐるのは當然の事なのである。

之より先き鐵道業に於ける労働組合は何れも鐵道國有運動と相提携し、千九百十四年には、鐵道書記聯合會は其大會で、鐵道國有の急要を決議したのであるが、此年に至つて國有のみを以ては不充分であると云ひ、國有と共に従業員を鐵道の經營に參與せしめなくてはならぬといふ決議が National Union of Railwaymen を通過した。それに曰く

「本大會は鐵道國有を可とする……前年の決議を反覆すると同時に、如何なる鐵道國有の制度も、それが鐵道従業者に完全なる政治上社會上の權利を保障し、適當の程度に於て、鐵道系統の安全有效なる運用(經營)に對する彼等の支配權と責任と

を認め彼等をして正當公平により、經濟的にしてより科學的なる經營によつて増加すべき利益に均霑せしむるに非ずんば鐵道従業者は之を承認せず」と。

此決議の意味は稍不明確なる事を免れぬが、一部の労働者が産業の國有のみを以てしては極樂境を現出されぬ事を漸く覺り始めた時勢の反映として特殊の意味を有するのである。而してこの新時代の影響を受けたものは獨り National Union of Railwaymen 許りではなく、その前年にも鐵道書記聯合會の會長は明かに鐵道を各々其使用者と議會と及従業員の代表者とを以て組織する聯合鐵道局 National Railway Board なるものを設け、之をして鐵道經營の衝に當らしめる事を主張してゐるのである。

更に千九百十六年の労働組合大會では鐵道書記聯合會の動議及機關手火夫聯合組合の賛成を以て成立した左の提案は、鐵道組合員全國組合の後援を得て大多數を以て通過したのである。曰く

「本大會は政府に對し、鐵道を完全なる國有に移すと同時に鐵道に關係ある労働組合をして鐵道の經營に参加せしめ、以て鐵道従業労働者をしてその生活と労働

との條件を左右する上に於て (in the control of the conditions of their life and work) 眞の發言權を享有せしむるが如き處置を取らん事を要求す」と。

更に又千九百十七年鐵道従業員全國組合地方會 District Council の全國大會は次の決議を通過したのである。

「本會は鐵道が戰時國民の利益の爲め國家の管理を受けつゝあるを見てその戰後再び私人の所有に復歸せざらん事を可とす。更に吾人は國民の社福は鐵道が國家の有に歸し國家と鐵道従業員全國組合の代表者とが共に其管理經營の任に當らん事を要求するものなりと信ず」と。此處迄來れば鐵道従業員の要求はギルドンシヤリストの主張とは殆ど軒輊すべきところはないのである。故に Cole の如きその Trade Unionism on the Railway の結論で「近年の諸決議の傾向を以て判斷すれば鐵道従業員はナショナルギルドの主張、即ち彼等の産業を民主化せられた國家と協同して従業員自ら管理せんとする主張に向つて動きつゝある事が明白な様に思はれる。」(一〇八頁)と記してゐるのである。

十九

猶ほ所謂産業支配權要求の聲を揚げてゐるものは鐵道従業員許りではない。既に千九百十五年の勞働組合大會に於て郵便局員の組合 National Joint Committee of Post Office Associations は郵便の如き公共事業の國有は必しもその雇員並に勞働階級に取て有利なものではない。之を有利なものとする爲には被傭者自らと議會に於ける勞働階級代表者とが之に民主的監督を加へなければならぬ。故に勞働組合大會はこの二つの方向に向つて輿論を進める事に努力すべき事を發言すと言ふ意味の動議を提出し之を通過させてゐるのである。又開戦以來 Glasgow, Clyde 沿岸の機械工の間に起て、他の地方他の二三の産業にも傳播した所謂 shop stewards movement は一工場又は工場内の一部局の勞働者が自らその代表者 (shop steward) を選舉し従來勞働組合の中央役員に集中されてゐた權力を Shop Stewards 又は之を以て組織する委員會の手に移して行はしめようとする運動であるが、此運動の指導者の多くは industrial unionism の主張者で、而して勞働組合を通じて勞働者の爲めにより、多くの自治權を要求してゐる點に於て此新運動も亦ギルドンシヤリストの歡迎を受くべきものである。

二十

以上私はギルドンシャリズムの實現に好都合な事實許りを摘出して之を述べた。是丈けの事實のみを以て判断するならばギルドンシャリズムの實現は甚だ容易の事の如く思はれるかも知れない。併し私の結論は少し異ふのである。私はギルドンシャリズムの甚だ(近き)將來に於ける實現には未だ容易に超え難き難關のある事を認めてゐる。その困難とは何か。それは從來の労働組合の組織を改めて之を産業別労働組合とする事、事實上猶ほ甚だ困難なるを謂ふのである。而してこの事を示す最も適切な實例は鐵道従業員聯合組合の現に逢着してゐる對機關手火夫組合問題及び鐵道附屬工場問題である。既に記した通り鐵道従業員全國組合は始めから産業別労働組合たらん事を標榜して組織せられ、一派の識者からは新時代に於ける労働組合の模範として望を囑せられて居るのである。而かもこのギルドンシャリストの爲めには最も好都合な狀況に在る鐵道従業員全國組合も猶ほ一方では機關手火夫聯合組合が之と合併を肯せぬ爲め、一方では鐵道附屬工場の労働者が既に幾多の職業別労働組合に加入してゐる爲めに其標

榜するところを實にする事が出来なくなるのである。畢竟問題は共に industrial unionism と craft unionism との衝突に歸着するのである。

二十一

千九百十三年鐵道従業員全國組合が成立するに際して機關手火夫聯合組合が合併を肯んじなかつた事は前に述べたが、此組合は今日も獨ほ "organize your trades, federate your industry" 同職のものを以て組合を組織し、同職のものと聯合して行動を共にせよ)をその motto としてゐる。何故機關手火夫聯合組合は鐵道従業員全國聯合と合併する事を肯せぬかと云へば、それは汽罐車乗組員機關手火夫掃除夫は鐵道従業員中特別の熟練を有し特別の待遇をうけてゐる。彼等は全國組合に入する事によつてこの特惠的地位を失ひ度くないと云ふのである。汽罐車乗組員は鐵道従業員中特殊の地位を占め、特別の責任を負擔してゐる。汽罐車乗組員は最高給をうけるに至る迄に長年月の修業を要する。然るに一般鐵道従業員は此事實は顧みないでたゞ汽罐車部員の高給にのみ着目し動々もすれば彼等を以て過分の給與をうくるものとなし、その増給運動を妨害はせぬ迄も之を援助せ

ぬ嫌がある。それに汽罐車部員は嚴格なる體格及び腦力試験に合格しなければならぬ上に、彼等は職務の爲めに視力を害し、神經病に患ひ易い。凡べて此等の事實は外部の者に依て充分理解せられぬ嫌がある。且つ失職せる機關手は同率の賃銀を以て他に職を求める事の困難な事情がある。従て彼等が自然他の鐵道従業員よりも進退行動の慎重となる保守的となるのは已むを得ない。これ故に彼等は自餘のものと協同する事は敢て辭せぬが其獨立を失ふ事を欲せぬと謂ふのである。

是に對して、鐵道従業員全國組合の側では彼等が決して汽罐車部員の特殊なる利害を無視するものではない事を主張する。即ち彼等は前に述べた組合執行委員の組織を説明し、之に依て汽罐車部員の特別なる職業的利害は充分之を保護すべき注意が加へられてあると主張するのである。勿論汽罐車部員の利害を代表する小委員會は結局全委員會の決定に服従しなければならぬ。併乍ら是以上の事を求めるのは部分の利益の爲めに全體の利益を無視するものだと言ふのである。加之機關手火夫聯合組合は汽罐車部員の全數を代表しては居らぬ。(汽罐車部員

の機關手火夫聯合組合に屬するものは前記の如く三萬三千人で凡そ之と同數は鐵道従業員全國組合に加入して居る)又汽罐車部員は求職が困難な事情があると云ふけれども、此點に就ては鐵道従業員全體が合して一團體をなした方が彼等の地位を強固にはしないだらうか。鐵道會社は常に従業員相互を離間してその力を薄弱にする事を努めてゐる。此の點から見ても industrial unionism を可とすべき理由が存すると云ふのである。

この兩者の論の當否は今茲に論ずる必要はない。たゞ機關手火夫聯合組合がその主張を固執して今猶ほ合併を肯じない爲めに鐵道従業員全國組合がその標榜する産業別労働組合主義を實にする事が出来ないといふ事實だけを記して置けば宜しいのである。(Cole, Trade Unionism on Railways pp. 44-48)

二十二

鐵道従業員全國組合對工場所屬 craft unionism の問題は更に一層紛糾してゐる。英吉利の重なる鐵道會社は汽罐車車輛の製造修繕の爲めに皆重要地點に鐵道附屬の製作所を有してゐて、其處で作業に従つて居る機械工の總數は八萬六千人に

上つてゐるが、是等の職工の多くは機械工合同組合、汽罐製作工組合、鑄鐵工組合を始め總數三十有餘の職業別労働組合に加入してゐるのである。(註) 今鐵道従業員全國同盟が新に起つて、その標榜する所の産業別労働組合の主義に従つて是等附屬製作所の労働者を糾合しやうとすれば、是等の craft unions と従業員全國同盟なる industrial union との間に紛議を生ずるのは當然である。紛議は全國同盟の成立後間もなく起つて今日に至るまで猶ほ解決せられずに續いてゐる。craft unions の側では全國同盟が直に當然各自の同職組合に加入すべき職工を同盟に收容せんとするの政策を中止せん事を要求し、之に答へて全國同盟の方では苟も鐵道従業員なる限り主義として如何なるものゝ加入をも拒む事能はずと主張するのである。千九百十五年二月には全國同盟に對抗して craft unionism を主張する爲め Railway Shops Organisation Committee of Craft Unions が組織せられ之に加入する組合は漸次に増加して千九百十七年其數は三十二に上つてゐる。(註) 次に労働組合大會及労働黨の聯合委員會が其間に調停を試みたけれども調停案は全く問題の核心に觸れなかつたので紛争當事者の何れをも満足せしむる事が出来なかつた。其

處で craft unionism は千九百十五年九月この問題を労働組合大會に提出し、大會は百三十萬對百十萬票の多數を以て産業別労働組合即ち彼等の所謂労働者をその同じ職業に従事せる僚友から分離せしむるが如き組合組織の如何なる方法をも不可とする旨の決議を通過した。この投票を以て判ずれば鐵道従業員及び炭坑夫を除く殆ど凡べての労働組合は職業別労働組合を是としたのであつた。この大會の決議に基づき労働組合大會議會委員は再び紛議の解決を試みたが無効に終つた。而して今日に至つても猶ほ解決に近づく何等の徴候を示してゐないのである。

註 此問題の紛糾の程度を示す爲めに従業員全國同盟に對抗する爲め組織せられた Railway Shops Organisation Committee of Craft Unions に加入せる労働組合を列記する。

1.) Amalgamated Society of Engineers. 2.) Amalgamated Toolmakers. 3.) Steam Engine Makers. 4.) United Machine Workers. 5.) Electrical Trade Union. 6.) National Society of Brassworkers. 7.) United Journeymen Brassfounders & Finishers. 8.) Associated Blacksmiths. 9.) Smiths and Sifters. 10.) Friendly Society of Ironfounders. 11.) Amalgamated Moulders. 12.) National Amalgamated Sheet Metal Workers. 13.) United Society of Boiler-makers. 14.) United Pattern-makers. 15.) Railway Vehicle Builders. 16.) Amalgamated Society of Carpenters and Joiners. 17.) United Kingdom Society of Coachmakers. 18.) Furnishing Trade Association. 19.) National Amalgamated Printers. 20.)

Scottish Painters. 21.) Amalgamated Farriers. 22.) Amalgamated Society of Wood Cutting Machinists. 23.) Amalgamated Upholsters. 24.) Saddlers and General Leather Workers. 25.) United Plumbers. 26.) Amalgamated Cabinet Makers. 27.) General Union of Carpenters and Joiners. 28.) West of Scotland Brass Turners. 29.) Machine, Engine and Iron Grinders. 30.) General Union of Sheet Metal Workers. 31.) Amalgamated Cole Makers. 32.) Operative Stonemasons.

二十三

私は鐵道従業員全國同盟の逢着して未だ解決する事の出来ぬ難問題を稍々詳しく述べた。斯る一局部の事實のみに基づいてギルドンシヤリズム實現の困難を論結するのは、或は即了の譏りを免れぬかも知れない。若し鐵道従業員全國同盟なるものが特にギルドンシヤリズムの主張と背馳した傾向を示して居る勞働組合ならば、故らに之を擇んで判斷の資料とするものは即了の非難を甘んじて受けなければならぬ。併し事實はその正反對で、鐵道従業員全國同盟は前述の如くギルドンシヤリストの最も望を囑する、彼等の爲めには例外的に有利な一特例なのである。その例外的な勞働組合にして猶且つ industrial unionism 對 craft unionism の難問を解決する事が出来ぬとすれば、他の一般の場合に於て其困難の一層甚しかるべき事は略々想像するに難くないのである。殊に機械工合同組合の如き有力

強大な craft union の存する場合に如何にして此の industrial unionism に對する障礙を處置すべきや、ギルドンシヤリストは充分人を首肯せしめ得る答へをまだ與へては居ないのである。要するに英吉利現在の状況の下では勞働者の階級的共同心 class solidarity は熟練職工の職業的利己主義とそれに基づく職業別勞働組合とを壓倒する爲めにはまだ餘りに薄弱なのである。これだけの事實に基づいて私はギルドンシヤリズム實現の準備は未だ出来てゐないと論結する。之は私人の獨斷ではない。勞働組合の組織の現状は勞働組合の今日の職分を果たす爲めには既に甚だ不適當である。Industrial Unionists やナシナルギルドメンの主張するところを行ふ爲めに不適當なる事は言を俟たぬ。勞働組合と勞働組合との重複 overlapping 一産業に屬する各種の勞働者を代表する組合と組合との反目軋轢、幾多の産業に於ける勞働組合間の連絡の缺乏、是等の事情は今日の勞働組合をして産業經營の上に何等有效なる支配權を行ふ事能はざらしめるものである。勞働組合の合併並びに聯合の運動及び一組合の下に一産業の従業者全體を網羅しやうとする運動は成程盛に行はれては居るがその今日迄に成し遂げた所を將來に

於て成し遂げらるべき事に比較すれば殆ど云ふに足りない。労働組合運動は猶ほ根本的の改造を行はなければならぬ事は Cole も之れを認めてゐるのである。(Introduction to Trade Unionism p. 106) それではギルド・ソシヤリズムは實際的の意義を有せぬものであらうか。私はさうは思はない。ギルド・ソシヤリズムは少くも消極的の merit を有つてゐる。ギルド・ソシヤリズムの實現には障礙がある。併し今日の英吉利労働者は産業の國有丈けでは満足しなくなつてゐると同時に彼等の大部分はサンヂカリズムの短所を知つてゐる。既にこの兩極の何れをも取らぬとすれば彼等は如何なる方向に志すであらうか。ギルド・ソシヤリズムの實現は困難であつても、ギルド・ソシヤリズム以外の方向は英吉利労働者の進む事を一層喜ばぬ方向である。私がギルド・ソシヤリズムの消極的 merit と云ふのは是である。(完)

本佐録とマキヤヴェリズム

瀧 本 誠 一

徳川家康の謀臣本多佐渡守正信の著作として傳はつて居る、本佐録と云ふ小冊子は、徳川氏の創業より其の滅亡に至るまで、凡三百年間、隱に施政の方針を支配して居つた有名なる書き物である。

本佐録とは本多佐渡守の著作であると云ふので、後人が假りに名付けたものである、元とは逸名氏の意見書であつて、其の作者に就ては世上に色々の説あり、藤原握窩が正信の爲に記したものと云ふ者あり、(本佐録林大學頭の跋文を見るべし) 又全く後人の偽作に係はるものだと主張する者あり、何れも多少疑問となり居ることは事實なるも、木下順庵新井白石などは種々考証して、斷然正信の著作であると鑑定し、室鳩巢は之に對し、正徳年間(四年八月ならん)加州の青地齊賢に寄せたる書中に、佐州公正信自筆の記と申事未決に存じ候、當時學識有之人へ佐州公儒道